

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成22  
年久喜市規則第206号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 住宅の建築を目的として造成された土地のうち、市長が指定した区域  
内で行う開発行為

附 則

この規則は、公布の日から施行する。